

4 徳島県における林業労働災害の防止対策

(1) 徳島県における林業労働対策防止目標

① 死亡災害

ゼロとする。

② 労働災害発生件数

令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。

併せて、令和5年から令和9年までの5年間の労働災害の総発生件数を前期5年間の105件から10%以上減少させ、94件以下とする。

前計画期間中の発生件数 105件

今計画期間中の発生件数 94件以下

表－8 第14次労働災害防止計画の目標値

(単位：件)

令和9年目標		第14次労働災害防止計画期間				
令和4年発生件数	目標値（令和4年から10%以上減少させる。）	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
29	26以下	19	19	19	19	18

(注) 目標値は、令和9年において、令和4年と比して10%以上減少させる。

死亡災害は、前期、発生がゼロだったため、引き続きゼロとする。

(2) 林業労働災害防止対策の具体的な事項

徳島労働局の定める「第14次労働災害防止推進計画」の業種別の労働災害防止対策の推進に基づき、次の対策に取り組む。

ア アウトプット指標

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を、令和5年8月時点の65%から令和9年までに75%以上とする。

(解説)

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場とは、次の2つ以上の事項に取り組んでいる事業場をいう。なお、全ての事項に取組むのが原則である。

- ①事前調査の実施と作業計画の作成
- ②リスクアセスメント等の実施
- ③作業指揮者の配置
- ④ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の遵守の徹底
- ⑤ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法、伐木等作業の徹底

イ アウトカム指標

林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して10%以上以上減少させる。

併せて、令和5年から令和9年までの5年間の労働災害の総発生件数を前期5年間の105件から10%以上減少させ、94件以下とする。

(3) 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

ア 労働者の協力を得て、事業者が行うこと

「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

（イ）（ア）の達成に向けて県が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」及び「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、関係機関が協力した取組を進める。

また、次の①から⑬の対策を積極的に推進していく。

特に林業が労働災害多発業種に指定されていることを踏まえ、①リスクアセスメントの普及促進、②かかり木処理における安全作業の徹底、③高性能林業機械等の安全対策の周知徹底、④伐木造材及び機械集材等における安全な作業方法の徹底に重点的に取り組む。

① リスクアセスメントの普及促進

作業現場におけるリスクを着実に低減させるため、啓発活動を行うとともに、個別事業体が適切に実施できる支援体制を整備する。

② かかり木の処理作業における安全作業の徹底

全国で死亡災害が多発しているかかり木処理作業について、各種啓発活動、技術研修を通じて安全な作業方法の徹底を図る。

③ 高性能林業機械等の安全作業の周知徹底

徳島県で導入が進んでいる高性能林業機械等の安全な作業の徹底を図る。

④ 伐木造材及び機械集材等における安全な作業方法の徹底

チェーンソーによる伐木等作業中に発生する死亡災害が多くを占めていることから、安全な伐倒方法や下肢を保護する防護衣着用の徹底、適切な履物の使用、安全教育の充実、技術研修等を通じて安全な作業方法の徹底を図る。

⑤ 刈払機による安全作業の徹底

一旦、発生すると重大災害に結びつき易い刈払機による労働災害を防止するため、技術研修等を通じて安全な作業方法の徹底を図る。

⑥ 労働災害発生時における緊急連絡体制の整備の促進

緊急時の連絡方法、被災者の移送方法、連絡責任者の選任・役割などを明らかにし、日常から作業開始前の確認やマニュアルを携行するなど緊急時に対応するため周知徹底を図る。

また、災害発生に備え、GPSによる現場位置情報を共有し、常日頃から地域における救助体制を確認するなど、緊急時に応じた体制を整える指導を行う。

⑦ 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施

具体的な安全管理及び安全意識向上教育の手法を実践的に指導する安全管理指導専門家を活用し、林業事業体、特に労働災害事故が発生した事業体に対して重点指導を行う。また、安全衛生指導員による巡回指導活動を強化する。

⑧ 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底

作業者の健康確保のため、チェーンソー、刈払い機等低振動工具の使用方法や使用時間について、作業管理及び健康管理に関する技術研修等を通じて徹底を図る。

⑨ 防護網の使用等による蜂刺され災害防止対策の徹底

防蜂網の着用等蜂刺されを防止する対策、さらに蜂災害によるアナフィラキシーショック対策として、自己注射器の普及等、蜂刺され災害防止対策の徹底を図る。

これらの事項に加え、次の対策を推進する。

⑩ 木材積み下ろしにおける安全作業の徹底

⑪ 通勤・作業現場への移動中の交通労働災害防止対策の徹底

⑫ 新規就業者、研修者等の技術未習熟者への安全作業の徹底

⑬ 中高齢労働者に対する安全作業の徹底

(4) 労働安全衛生法に基づく作業主任者等の養成

林業の作業に従事するには、労働安全衛生法に基づき、免許取得や講習受講及び特別教育の受講が必要であり、徳島県立農林水産総合技術支援センター等を活用して、免許・資格等を取得するよう指導する。

また、林業架線作業等、作業主任者の選任を要する作業については、必ず作

業主任者を選任するよう作業者等に周知徹底するとともに、作業主任者等の資質向上に努める。

徳島県立農林水産総合技術支援センター等で実施する講習は次のとおりである。

表－9

徳島県立農林水産総合技術支援センター	
林業架線作業主任者講習	玉掛け技能講習
機械集材装置運転特別教育	はい作業主任者技能講習
小型移動式クレーン運転技能講習	
フォークリフト運転技能講習	
森林林業基本講習	
車両系建設機械運転技能講習	

林業・木材製造業労働災害防止協会徳島県支部	
刈払機取扱作業者安全衛生教育	簡易架線集材装置等運転特別教育
伐木等特別教育	伐木等機械運転特別教育
走行集材機械運転特別教育	

(5) 振動障害防止対策

振動障害予防のために振動障害に係る特殊健康診断の受診を徹底指導する。

(6) ダニ刺咬予防対策

ダニ媒介性疾患「重症熱性血小板減少症候群:SFTS」の症例が県内で確認されており、森林に立ち入る場合には、長袖・長ズボン、手袋や首にタオルを巻くなど、肌の露出を出来るだけ少なくするよう指導する。

(7) 热中症予防対策

热中症予防に関する教育の実施及び内容の充実を図り、予防対策・早期対応の重要性を認識するよう指導する。

(8) 心身の健康の保持増進対策の推進

ア 一般健康診断による健康管理の推進

一般健康診断の受診を促進し、その結果に基づく適正な健康管理の徹底を図る。

イ 心身両面にわたる健康づくりの推進

U・I ターンによる就業や若年層の他産業からの転職など就労の形態が変化してきており、組織内におけるストレスの予防等林業従事者の心身両面にわたる健康の保持、増進を推進するため、(公財)徳島県林業労働力確保支援

センター等による相談活動を充実する。

図－6 徳島県の労働安全衛生に係る指導体制

令和5年8月現在

